

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、Bに所在するC会社D事業所（以下「事業場」という。）に配属され、E室において夜間・休日の施設管理業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月末頃、E室の同年〇月以降の夜間監視業務の廃止に伴い、上司から日勤勤務に変更となることを知らされた。

また、同年〇月から請求人のみが、守衛業務を掛け持ちで行うことになり、請求人は、その頃より頭が締め付けられるような症状と不安感を訴え、同年〇月頃には心身の落ち込みがひどくなり、同年〇月には落雷による停電の復旧作業を一人で行ったが、その頃には絶望感を覚え、心身共にかなりの負担で限界に近い状態となったことから、同月〇日、Fクリニックに受診したところ「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)の意見書によれば、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したとされている。

請求人の症状の経過及び医学的見解等に照らし、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」は認められない。

次に、請求人は、全ての拘束時間が労働時間である旨主張するので、「極度の長時間労働」に該当するか否かを検討する。請求人の業務内容は、夜間、休

日の設備管理でE室に待機して研究所内の設備の監視点検と警報時の対応であって、定期的な点検作業は、稼働しているボイラーについて朝6時頃から23時頃まで1時間ごとに行う10分から15分程度を要する点検と、毎朝10分から15分を要するボイラーの切り替え作業である。また、休憩や仮眠については、決定書理由に説示のとおり、請求人や会社関係者の申述から、E室とは別の仮眠室で7時間の仮眠や1食当たり20分の休憩時間をとっていることが認められ、審査会としても、仮眠時間及び休憩時間を労働時間として評価せずに集計した審査官の労働時間の算定は妥当なものであると判断する。

したがって、請求人に「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

ア 夜間監視業務の廃止については、決定書理由に説示のとおりであり、当審査会としても該当する出来事は、認定基準別表1の具体的な出来事「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当し、その心理的負荷の総合評価は、「弱」と判断する。

イ 守衛業務の兼務については、決定書理由に説示のとおりであり、当審査会としても、認定基準別表1の具体的な出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討することが相当であると判断するも、守衛業務を兼務する前と就業時間に変化はなく、そもそも労働密度の低い本来の業務の合間に行っていたに過ぎないものであることから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は、「弱」と判断する。

ウ 請求人の主張する長時間労働については、上記(3)で説示したとおり、審査官の集計した労働時間によれば、認定基準別表1の具体的な出来事「長時間労働」には該当しないと判断する。

(5) 請求人は、連続勤務について十分評価されていない旨主張するので、以下、検討する。

請求人は、評価期間内に連続40時間勤務が6回、連続48時間勤務が4回、連続64時間勤務が3回あったものであり、認定基準別表1の具体的な出来事においては、「2週間(12日)以上にわたって、連続勤務を行った」に該当するかが問題となるところ、当審査会で請求人の勤務内容について精査するも、

当該連続勤務の内容は、夜間や休日の設備管理業務において主としてE室に待機しての監視点検であり、決定書理由に説示するとおり、拘束時間は長いものの、労働密度は低く、また、連続勤務の前後には十分な空き時間の確保が認められること等から、当審査会としても、上記出来事に該当するとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、連続勤務は、認定基準ではなく別の基準で判断されるべきである旨主張しているが、上記のとおり、当審査会としては、同基準は妥当なものと考えことから、請求人の主張は採用できない。

さらに、請求人は、連続勤務についてG医師の診断書を提出して、連続勤務中の待機時間や前後の休憩時間は連続勤務による心理的負荷の判断に影響しない旨を主張するが、同診断書は、単に「医学的に考えて48時間や68時間連続の勤務は非常に強い精神的、心理的負荷を与えるものと思われる。」との一般的な意見を述べるにとどまるものであり、本件の結論を左右するものとは認められない。

(6) したがって、2つの「弱」の出来事が認められ、当審査会としても請求人の業務による心理的負荷の全体評価は、「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。